

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2010年10月6日

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画[※](以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、国に届け出ました。

<防災業務計画の修正要旨>

・社内情報伝達経路の見直しに伴う変更等

当社から関係機関への通報の迅速化を図ることを目的に、原子力災害が発生するおそれがある場合の社内情報伝達経路を見直しました。

その他、静岡県、掛川市の組織変更の反映等を行いました。

※ 原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

本計画は、毎年検討を加え、静岡県および御前崎市との協議を行い、必要に応じ修正することが義務づけられています。

以上